

令和5年大川市農業委員会第13回総会議事録

1. 開催日時 令和5年12月12日(火)
開 会 午前9時30分から午前11時00分まで

2. 開催場所 大川市役所 第一委員会室 (3階)

3. 出席委員(18人)

農業委員

1番	志牟田文彦	8番	宮原 和徳
2番	植木 幸治	9番	宮崎 敏朗
3番	平田 義彦	10番	古賀 林允
4番	貞苺 謙二	11番	井口 信昭
5番	中村 庄一	12番	山崎 忠文
6番	柿添千鶴子	13番	吉川 康則
7番	武下 博子	14番	田中 博文

農地利用最適化推進委員

貞苺 邦雄	石川 春義
-------	-------

4. 欠席委員(2人) 永尾 浩 古賀 隆一

5. 傍聴人(0人)

6. 付議議題

議案第44号	農地法第5条許可申請について
議案第45号	大川市農用地利用集積計画について
議案第46号	農業振興地域整備計画の変更について
報告第18号	農地法第18条第6項通知について
報告第19号	使用貸借の合意解約届出書について

7. 事務局

局長 宮崎 和彦 係長 廣松 和徳 企画主査 尾崎 誠

8. 会議の概要

(開会)

事務局 みなさん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから令和5年第13回大川市農業委員会総会を始めさせていただきます。

総会の定足数につきまして、ご報告いたします。農業委員定数14名全員出席していただいていますので、総会が成立していることをご報告いたします。農地利用最適化推進委員につきまして、永尾委員と古賀委員より欠席の届出をいただいていますので、あわせてご報告申し上げます。

それでは、議事規則第4条の定めにより、会長より議長を務めていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 本日、ここに令和5年第13回大川市農業委員会を招集しましたところ、委員各位には公私とも、ご多忙の折にもかかわらず、ご参集くださいまして誠にありがとうございました。それでは、出席委員は、定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。

それでは、議事に入りますが、議事進行上、発言される時は挙手をし、議長の許可を受けてから、議席番号、氏名を告げて発言をお願いします。

最初に、議案第44号農地法第5条の許可申請についてを議題といたします。1番～3番について審議をお願いします。

職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 (議案の朗読及び説明)

1番の申請目的は、露天販売用車両置場であります。農地区分は、「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」である第1種農地で原則不許可であります。申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置される」に該当することから例外的に許可基準を満たすこととなります。砂利を敷き、車両や資材(タイヤホイール)、作業機械(ユンボ・フォークリフト)を置きます。雨水については自然流下させます。周囲の農地等へ被害がないように既存のブロックを利用し、土留め工事を行います。資金については、銀行の残高証明書で確認しています。

2番の申請目的は、一般住宅であります。農地区分は、用途地域内の区域にある農地である第3種農地となり原則許可となります。譲受人と譲渡人は親子の関係であります。使用貸借契約を締結し、譲受人の住宅を建てることとなります。造成し隣地との境にはコンクリートブロックを設けます。駐車

場としては3台分駐車できるようにします。資金については、銀行の住宅ローン仮審査承認書で確認しています。

3番の申請目的は、貸資材置場であります。農地区分は、「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」である第1種農地で原則不許可であります。申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置される」に該当することから例外的に許可基準を満たすこととなります。今までは大野島地区の別の箇所に資材置場がありましたが、大川の駅用地買収に伴い、移転せざるを得なくなり、今回の申請地を買収・転用し資材置場とするものであります。造成工事を行い、雨水については自然流下、素掘りの側溝を通し、溜桝にため水路へ放流します。資金については銀行の残高証明書で確認しています。譲受人は(有)大光栄建設の代表であり、工事完工後は(有)大光永建設へ貸し付けることとなります。

以上により、許可妥当と考えますのでご審議をお願いします。

議 長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。
それでは、1番について、地元委員さん補足説明はございませんか。

中村委員 1番について補足説明いたします。事前に連絡を受け現場を確認しておりますが、問題はないと思います。詳細は事務局から説明があったとおりです。

議 長 次に、その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。
(「なし」という者あり)
他に、ご意見等なしと認めます。
ただいまから採決いたします。
1番の許可申請について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。
(全員挙手する)

議 長 挙手全員であります。
よって、1番は申請どおり許可することに決しました。
次に、2番について、地元委員さん補足説明はございませんか。

植木委員 2番について補足説明いたします。事前に連絡を受け現場を確認しており

ますが、問題はないと思います。詳細は事務局から説明があったとおりです。

議 長 次に、その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。
（「なし」という者あり）
他に、ご意見等なしと認めます。
ただいまから採決いたします。
2番の許可申請について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。
（全員挙手する）

議 長 挙手全員であります。
よって、2番は申請どおり許可することに決しました。
次に、3番について、地元委員さん補足説明はございませんか。

吉川委員 3番について補足説明いたします。事前に連絡を受け現場を確認しておりますが、問題はないと思います。詳細は事務局から説明があったとおりです。

議 長 次に、その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。
（「なし」という者あり）
他に、ご意見等なしと認めます。
ただいまから採決いたします。
3番の許可申請について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。
（全員挙手する）

議 長 挙手全員であります。
よって、3番は申請どおり許可することに決しました。
以上で、議案第44号農地法第5条の許可申請についての審議を終わりました。
次に、議案第45号大川市農用地利用集積計画についてを議題といたします。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により当委員会の決定を求められたので、ご審議をお願いします。
職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 (議案の朗読及び説明)

議長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。
それでは、ご意見、ご質疑等ございませんか。
(「なし」という者あり)
他に、ご意見等なしと認めます。
ただいまから、採決いたします。
農用地利用集積計画ついて、賛成の委員の挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、農用地利用集積計画は計画のとおり決定されることに賛成の意見を付することに決しました。
以上で、議案第45号大川市農用地利用集積計画についての審議を終わりました。
次に、議案46号農業振興地域整備計画の変更についてを議題といたします。
農業振興の整備に関する法律第十三条第1項及び農業振興地域の整備に関する法律施行規則第三条の二の規定により当農業委員会の意見を聴くものとなっておりますので、ご審議をお願いします。
職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 (議案の朗読及び説明)

議長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。
それでは、ご意見、ご質疑などございませんか。

吉川委員 除外の件で(株)サカイ工芸が転用、農産物の販売をとうたっているけど実質駐車場ということではないのか？

事務局 申請には農産物の販売も行うということであがっています。

事務局 農政係長のほうから説明させます。

農政係 農政係長石橋と申します。今回荻島の案件ですけど、約1000㎡という

ことで、今回の申請理由としては今サカイ工芸さん家具の卸売業をやっているわけですが、けれども新たな事業として農産物販売所という形で、その中身としましては規格外の農産物であったり、自家用としてつくられている農家の方の余剰品といいますかそういったものを出荷していただいて販売、あるいはネット販売もやっていきたいということで申請理由としてあげていただいているところです。あくまでも今は家具の卸売業をやっているわけですが、新事業として農産物の販売を今後やっていきたいということで申請をされているところであります。

吉川委員 ネット販売ならこういうのは必要ないのでは？

農政係 ネット販売も含めてということです。そこの販売所で。

吉川委員 今後、この右側の青地がね、こういうのが次々にでてくる。そういうのをおたくらがストップできるかどうかです。

議 長 ただこういった野菜の直売所ということになるとやっぱりその計画をある程度たてていただかないと。将来ここは駐車場一本にするとか手狭になったから駐車場にするのなら、許可はしないと条件を付けておかないと。野菜の直売所をするというのならその計画をたててもらわないと、途中で頓挫されても困るから、計画を立ててもらおうほうがよいのでは。野菜の販売といってもゆめタウンもすぐそばにあるのだから。

農政係 事業計画というのは一応提出いただいていますし、駐車場だけではなく平屋ではありますけど、建物もその販売所としてですね、計画されています。

議 長 ほかに何かご意見ございませんか。それで条件をきちんと守ってもらえるように地元の農業委員さんは指導してもらおうように。

議 長 ほかに、ご意見等なしと認めます。
ただいまから、採決いたします。
農業振興地域計画の変更について、同意することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
以上で、議案第46号農業振興地域整備計画の変更についての審議を終わりました。
次に、報告18号農地法第18条第6項の通知についてを議題といたします。
職員に報告の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 (報告の朗読及び説明)

議 長 職員の報告の朗読及び説明が終わりました。
みなさん、ご質疑等ございませんか。

他に、ご意見等なしと認めます。
以上で、報告第18号を終わります。

議 長 以上で審議を終わりました。
次に、署名委員を氏名いたします。
11番 井口 信昭 委員
12番 山崎 忠文 委員
を指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
(「異議なし」という者あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、左様決しました。
以上で、第13回大川市農業委員会総会を閉会致します。